

第188号

くらしウォッチャーだより

contents

★トピックス 注意喚起情報

★大崎市消費生活ウォッチャー 12月調査結果から
〈消費生活関連・食品の品質表示関連〉

見守り
新鮮情報

7億円当選!? 心当たりのない メールは無視

スマホの **SMS** に「7億円**当選**した」という通知が届いた。
受領するための手続きだと言われ、様々な名目の
費用を **請求** され、これまでに **電子**
マネーで150万円ほど**支払**ったが、
いつまで経っても当選金が
振り込まれない。

「コンビニの端末機で
購入した電子マネー
の払込票が残って
いると当選金が支払
えなくなる」と言われ
ていたので、全て捨て
てしまった。姉から
借金もした。お金を
取り返したい。
(70歳代 女性)



申し込んでいないのに宝くじや懸賞などに当選することはありません。大金が当選したというメールや SMS が来てもうのみにせず、すぐに削除し相手には絶対に連絡しないようにしましょう。「当選金を受け取るため」などと言って事前にお金を請求されたら詐欺です。後で元が取れるなどと思わず、絶対にお金を支払わないでください。支払ってしまうと取り戻すことはほぼできません。

～国民生活センター 見守り新鮮情報より～

消費生活関連

12月中に11名のウォッチャーから報告を受けた情報を販売形態別にまとめました。

電話勧誘

* 電話の怪しい勧誘, しつこい勧誘, 目的がわからない勧誘などの報告です *

- ・生命保険の代理店から保険を見直して安くすると電話があった。
- ・「新しい生命保険のパンフレットを送る。」と電話があったが断った。
- ・リサイクル業者から「洋服や靴やカバンなどないか。」と勧誘電話があったが, 断った。
- ・着物の買い取り業者から電話があったが, しつこいので電話を切った。
- ・「家に中学1, 2年生はいないか, 近所にはいないか。」と訪問されたが, 「いないし知らない。」と断わった。



消費生活相談員からのコメント

以前より, 主に小中学生がいるご家庭に学習教材や学習塾の営業員が訪問してきたと報告がありましたが, 小中学生がいない家庭にも訪問してきて, 近所の家庭状況の情報入手を試みるケースの報告がありました。

訪問された場合, 近所の家庭状況はもちろんの事, ご自身の家庭状況も安易に教えたりせず, 仮に「お宅のお子さんは何年生ですか?」等と質問されても正直に答えず, 必要がなければきっぱり断りましょう。

その他

- ・SMS で国の機関を騙るメッセージが届いたが, すぐ削除した。
- ・SMS で, 「SNS でいいね! をしてくれる人を募集。日当は2万円で友だち登録してください。」と勧誘ショートメッセージがきた。
- ・店舗で振袖のレンタルと写真撮影を予約したが, 日程変更で2万円の変更料金がかかると言われたので契約しないと伝えたところ, 変更料金かからないようにすると急に下手に出てきた。

消費生活相談員からのコメント

成人式用の振袖レンタル及び写真撮影については, 成人式の1~2年前の早い時期から予約を受けるケースがみられます。自分の都合が変わる場合もあり, キャンセルに関するトラブルも起こっています。

数年先に使うものであっても, キャンセル料等については契約内容に従うことになるため, よく確認してから契約しましょう。

「好みのデザインがなくなる」と言われたり, 特典を強調されたりしても焦らず, その場ですぐに契約することは避けましょう。

事業者が倒産等して成人式当日に着られなかった例もありますので, 特に早期の契約をする際には, 十分検討して決めましょう。



～国民生活センター 子どもサポート情報より一部抜粋～

食品の品質表示

12月中に11名のウォッチャーが日常生活で店舗調査した結果です。下記の4つの品目について表示事項を確認しました。

〈12月分〉

品目別		調査品	表示事項	調査延べ店舗数	表示状況	
生 鮮 食 品	農産物	人参	名称・産地	22	有	22
					無	0
		りんご		22	有	22
					無	0
	水産物	魚	名称・産地	22	有	22
					無	0
	畜産物	鶏卵		22	有	22
					無	0
加工食品		乾燥わかめ	・第1原材料の原産地表示・原材料名添加物・消費期限賞味期限・保存方法・内容量・製造者又は販売者の名称及び住所・アレルギー/遺伝子組み換え表示・栄養成分表示(5つの栄養成分)	11	有	11
					無	0

◆報告

- ・店舗の梅干しの表示に内容量が間違っていて表示されていた。店員に確認したところ、手書きで正しい表示に直した。
- ・「味付けゆでたまご」から指定外添加物が検出。惣菜製造業者が食品衛生法違反で無期限の営業禁止処分になった。健康被害は報告されていない。
- ・青森県で、シラウオの生食が原因で130人皮膚症発症。生食に注意を呼びかけた。

消費生活相談員のコメント

食品に関する情報提供がありました。11月末に、青森県で寄生虫に起因してかゆみや腫れが出る「皮膚爬行症」とみられる患者が多数出たことを青森県が発表。多くの人が淡水魚のシラウオを生で食べていて、一部の検体から寄生虫の一種「顎口虫」を確認したということだった。顎口虫の幼虫が寄生する淡水魚や動物の肉を加熱せずに食べると、かゆみや腫れを引き起こすので、生食をする際には十分注意をしましょう。

(参考:青森県 HP より)

～編集後記～

東北電力株式会社から経済産業省に対し、令和4年11月現行の電気料金を平均32.94%引き上げる等の特定小売供給約款の変更認可申請がありました。各家庭の電気利用を占める割合も多くなり、電気代の高騰は消費生活にも影響が及び深刻な問題です。強い寒波の予想から電力供給も高い水準になりそうです。無理のない範囲での節電を呼びかけています。「節電や電気代を安くする」などと謳う勧誘には十分ご注意ください。～経済産業省エネルギー庁 HP より一部引用～

本誌「くらしウォッチャーだより」では、消費者基本法、大崎市消費生活ウォッチャー設置規則に基づき、消費生活ウォッチャーから寄せられた報告文書等の中から、被害の未然防止に役立つ情報を提供しております。

掲載される報告やコメントは、全てのトラブルや相談に適用するものではなく、具体的な対応は個々の事案により異なります。大崎市消費生活センターでは、消費生活関係法令に照らした事実調査を行ったうえで、必要と認めた場合は各関係機関へ指導や要請を行うこととしております。

※無断で転用や掲載、引用することは固くお断りいたします。



消費生活に関する相談、各種講座等のお問合せ、この情報誌についてのご意見等は、下記宛にご連絡ください。

大崎市消費生活センター(大崎市総務部市政情報課)

受付 月～金(祝日を除く)午前9時～午後4時

Tel. 0229-21-7321(直通) 0229-23-9125 ・ Fax. 0229-24-9595

E-mail: shohi@city.osaki.miyagi.jp

〒989-6188

大崎市古川七日町1番1号(東庁舎1階)



令和4年12月9日(月)「大崎市消費生活サポーター養成講座」を開催しました。

講座では「高齢者と障がい者の消費者被害とサポーターの役割について」学び、受講した14名の皆様には、消費者被害の未然防止の観点から、地域の皆様への注意喚起情報の声掛けや地域見守り支援についてご協力をお願いしております。

今後も見守り支援について情報を発信して行きたいと思っております。

令和5年1月30日 発行